

福岡県公報

令和二年四月二十四日
第九十七号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………一

再掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年四月十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第七の二号中「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)の規定による改正後の」を削る。

別表第三の備考の三中「会社員」の下に「公務員」を加える。

別表第四第八号中「航空整備士の職」を削り、「楽士の職」の下に「農業技術の職」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。